## 鳥取県告示第827号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成19年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大山口停車場線	変更前	西伯郡大山町國信字笠原543-4地先から同町 末吉字大塚458-1地先まで	5. 0~29. 0	1, 408. 0
	変更後	西伯郡大山町國信字笠原 543-4 地先から同町 末長字村屋敷 53-1 地先まで	6.5~29.0	518. 0
		西伯郡大山町國信字笠原 543-4 地先から同町 末吉字大塚 456-5 地先まで	11.0~46.0	3, 478. 0

路線名	区間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大山口停車場大	西伯郡大山町末長字上大澤286-4地先から同町所子字砂口242-10地先まで	変更前	7.4~17.6	500.0
山線		変更後	10.5~39.0	500. 0